



HPはこちら

「ジョブ型人事運用の実施について」 に関する申し入れを行う！

東日本ユニオンは2024年1月16日に経営側より「ジョブ型人事運用の実施について」の提案を受けました。

令和6年4月1日から「重要・成長分野の事業を推進するため、本人の希望や高い専門能力等を踏まえジョブ型人事運用を実施する」としてはいますが、適用となる条件や資格、業務内容など明確に示されていません。

また、ジョブ型特別措置を新設し「適用者に手当を支給する」としてはいますが、適用者の指定や解除にあたっての基準を明確にするべきだと認識していることから、申第23号「ジョブ型人事運用の実施について」に関する申し入れを2月16日に経営側に提出しました。

《申し入れ項目》

1. ジョブ型人事運用の適用者と指定する社員の指定条件を明らかにすること。
2. 「ジョブ型」と呼称した考え方を明らかにすること。